

説明資料
(資金決済制度等のあり方に関する検討)

金融審議会総会
令和6年8月26日

資金決済制度等への対応

- 送金・決済サービスの分野では、デジタル化等の経済・社会の変化に応じ、2020年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応を行ってきた。
- このような対応を行ってきた送金・決済サービス分野や、与信サービス分野において、足下では利用者・利用形態の広がりや、近年登場した立替サービス等の新たな金融サービスが見られる。

前払式支払手段

【2010年施行】

- ・ 前払式支払手段の創設
(注)

(注) 従前からの前払式証票に加え、サーバ型電子マネーを含め「前払式支払手段」として定義。

【2023年施行】

- ・ 高額電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の導入

資金移動業

【2010年施行】

- ・ 資金移動業の創設

【2021年施行】

- ・ 資金移動業の3類型化
- ・ 一部の収納代行につき為替取引該当性の明確化

ステーブルコイン

2019年
いわゆるグローバル・ステーブルコイン構想

【2023年施行】

- ・ 電子決済手段等取引業の創設

暗号資産 (仮想通貨)

2009年
ビットコインの登場

2014年
大手仮想通貨交換業者の破綻

【2017年施行】

- ・ 仮想通貨交換業の創設

2018年
仮想通貨の流出事案

【2020年施行】

- ・ 「仮想通貨」から「暗号資産」に変更
- ・ 利用者資産の原則オフライン管理
- ・ 資金調達を行う場合に証券規制を適用

2022年
国際的に活動していた暗号資産交換業者の破綻

2024年
暗号資産の流出事案

貸金

近年
立替サービス等、制度上想定されていなかった、与信機能を有する新しいサービスの登場・定着

資金決済制度等に関するワーキング・グループにおける主な検討課題

- 送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行う必要

資金決済制度関係＜送金分野＞

資金移動業者の破綻時には、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとされており、利用者への資金の還付に最低約170日の期間を要する。

- **利用者資金の還付手続きをより迅速に進めていく**観点からどのような制度整備が考えられるか

様々な目的で国境を越えた送金を行う**クロスボーダーの収納代行サービス**が登場している。

- こうしたサービスと、**資金移動業者による送金サービスとの規制の衡平**をどのように考えるか

資金決済制度関係＜暗号資産等分野＞

暗号資産交換業者の国際的な破綻事例が発生した。

- グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、**国内の利用者財産の返還**を担保する仕組みが考えられないか

特定信託受益権の発行見合い金について、全額を預貯金で管理することが求められている。

- 電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、**管理・運用方法を柔軟化**することについてどう考えるか

その他

事業者が利用者からの依頼に基づき資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するような取引（立替サービス）が登場している。

- こうした**立替サービスと資金移動業者による送金や貸金業者による与信**との関係をどのように考えるか

外貨建てのファイナンスニーズ等に応えるため、国内に拠点を有しない外国銀行等が国内銀行が組成するシンジケートローンに参加して貸付を行う場合には貸金業登録が必要となる。

- 国内への営業所設置など**貸金業登録にあたっての規制**に係る事業者の負担をどのように考えるか

■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）（2024年6月21日閣議決定）

V. 投資の推進

2. DX

（1）web3の推進に向けた環境整備

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションにより、中小・小規模企業や個人であっても、グローバル市場と直結することで、グローバル水準の高い価格設定ができる可能性がある。こうしたイノベーションが到来していることを踏まえ、web3の推進に向けた環境整備を進める。

改正投資事業有限責任組合（LPS）法に基づき、LPSの投資対象に暗号資産を追加し、LPSを通じた資金調達を可能とした。来夏までの施行に向けて、環境整備を図る。

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、web3に関するトークンの利活用や決済の円滑化等を図る。

■ 経済財政運営と改革の基本方針（抄）（2024年6月21日閣議決定）

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

（1）DX

（中略）

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、web3（ブロックチェーン技術を基盤とするNFT※を含む）に係るトークンの利活用や決済の円滑化、コンテンツ産業の活性化に係る環境整備、ユースケース創出支援等を行う。

※Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称。